

# 平成31年度 第1回東海村高齢者福祉計画推進委員会議事録

日 時：平成31年4月26日（金）18：00～20：00

場 所：別館101・102会議室

出席者：（委員）薄井委員長，藤澤副委員，土屋委員，松本委員，並木委員，上条委員，妹尾委員，齋藤委員，宮部委員，荒木委員，三田委員，藤田委員，小野寺委員，朝岡委員，深谷委員，鹿志村委員

（事務局）高齢福祉課 佐藤課長

（介護保険室）：三浦補佐，上田係長

（高齢支援）：ヴァキリ主任，大杉

（地域包括）：藤田副参事，三瓶係長

福祉総務課：渡辺係長

健康増進課：坂本主任看護師

欠席者：（委員） 綿引委員

配付資料：（事前配付）

- ・当日資料1 評価シート（両面）47事業分
- ・当日資料2 委員コメント一覧表

（当日配付）

- ・委員名簿
- ・2019年度いきいき体操教室チラシ
- ・シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会受講者募集チラシ
- ・なごみチャレンジスクールチラシ
- ・東海村社会福祉協議会関係チラシ
  - ・総合相談窓口一覧
  - ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業,支え合い体制整備事業チラシ
  - ・ひきこもり者等バックアップ事業“ファーストステップ”チラシ
  - ・生活困窮者等支援一覧チラシ

## 1 開会 事務局：三浦

開会に先立ちまして，資料の確認をさせていただきます。本日机に置かせていただいた資料ですが，「次第」，「委員名簿」，「シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会受講者募集チラシ」，「なごみチャレンジスクールチラシ」，「社協関係チラシ4枚セット」となります。不足ございませんか。

本日は，お忙しい中，ご参集いただきまして，誠にありがとうございます。定刻となりましたので，ただ今から，平成31年度第1回東海村高齢者福祉計画推進委員会を開催いたします。

初めに新たに委員をお引き受けいただいたJA常陸デイサービスセンターふれあいの荒木センター長からご挨拶を頂戴したいと存じます。

### 〈荒木委員挨拶〉

J A常陸デイサービスセンターふれあいセンター長の荒木と申します。若輩者ですので、皆様にご指導いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。本日は綿引委員が欠席ですが、半数以上の出席がありますので、本会は成立となります。お手元にあります資料の次第に沿って進行させていただきます。

はじめに、この4月から高齢福祉課長が佐藤に代わりましたので一言挨拶を申し上げます。

### 〈高齢福祉課長挨拶〉 佐藤課長

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、本委員会に限らず、医療や福祉、保健と多岐に渡って本村にご協力をいただいております、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

この4月から高齢福祉課長を拝命しております佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

さて「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は令和2年度までの計画であり、初年度が終了しまして、本計画の推進と進行管理に当たり、30年度の実績評価ということで前回に引き続き、今回も評価をお願いするところです。このような振り返りを行いながら、本年度、次年度、ひいては第8期計画につなげていきたいと思っておりますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

その他事務局職員も異動がありましたので、ご紹介いたします。介護保険室係長の上田です。高齢支援担当のヴァキリです。その他健康づくり推進課の平野がおりますが、本日は欠席ですので、代理で坂本が参加しておりますのでよろしくお願いいたします。

### 3 委員長挨拶 薄井委員長

お疲れのところご出席ありがとうございます。今回も資料が膨大ですので、どうしたら皆さんの御意見を吸い上げながら必要な議論を進めることができるか悩んでおりました。時間がありませんので、早速議題に入りたいと思っております、今日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 4 議題 議事進行：薄井委員長

#### (1) 平成30年度の各事業の実績と評価について

前回No12まで進みましたので、本日はNo13から始めたいと思います。深い議論と全事業の評価が終わるのか考えまして、事務局評価と、委員コメント読み上げることも省略させていただくことにしました。

委員の評価がだいたい揃っておりますので、委員の4段階の評価が概ね揃っている場合はそれを委員会の評価とさせていただき、ただし、異議がある方は一言いただく形で進めたいと思います。また記載されているコメントでも、ぜひこれは直接話しておきたいという場合は遠慮なくご発言ください。このようなやり方でスピードアップして一旦最後までやってから、また戻って気になる点の議論を深めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

▼事業 NO1 3

委員長) 評価はその他の方が1人以外はAですので、異議がなければ委員会評価はAとしますがいかがですか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO1 4

委員長) これも概ねの委員評価がAですが、委員会としてA評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO1 5

委員長) 何か御意見ございますか。なければA評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO1 6

委員長) この事業も、委員の意見が概ね統一していますが何か御意見ございますか。なければ、A評価といたします。

一同) 異議なし。

▼事業 NO1 7

委員長) この事業は事務局評価・委員評価がBということで統一されておりますので、B評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

委員長) 事務局コメントの委員の委嘱が遅くなったので全体会が2月になってしまったという点について、何か事務局として追加でコメントをいただけますか。

事務局) ここの記載したとおりであり、申し訳なかったと感じています。今年度は早めに対応したいと思います。

委員長) 委員からは会議回数が増加したことを評価するコメントと、回数より中身が大切というコメントの両方がありました。回数も中身も充実するのが一番良いでしょうから、その点も御考慮いただければと思います。

▼事業 NO1 8

委員長) これも委員の皆様の評価は一致していますが、何かご意見ございますか。なければB評価ということでよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO1 9

委員長) 事務局評価はAですよ。

事務局) Aです。

委員長) 委員評価、事務局評価Aですので、A評価でよろしいですか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO20

委員長) こちらについても委員評価は概ねAですが、何かご意見ございますか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO21

委員長) この事業は委員評価が分かれているところで、事務局評価と同じC評価とした方と、活動団体数が0なのでC評価でなくてD評価というのではないか。という意見もありました。A評価の方やD評価を付けた方で何かコメントはございますか。無ければCとさせていただきます。

一同) 異議なし。

▼事業 NO22

委員長) 委員評価は概ねB評価です。何かご質問ございますか。

無ければ、B評価とさせていただきます

一同) 異議なし。

▼事業 NO23

委員長) 委員評価は概ねAですが、何かご意見ございますか。

無いようですのでA評価とします。

一同) 異議なし。

▼新規事業

委員長) この事業は少し意見が分かれていますね。当初の計画には入っていなかった新規事業とのことですので、だからこそBなのか、なのにBなのかということでご意見がある方いらっしゃいますか。

無いようですので、Bとしたいと思います。

一同) 異議なし。

▼事業 NO24

委員長) これは事務局評価と委員会評価が一致しておりますので、A評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO25

委員長) この事業も事務局評価と委員会評価が一致しております。委員のコメントに本事業とNo21, 22との関連性についても質問がありますので、ここを少し事務局から補足説明をお願いします。

事務局) No25は実際に生活支援サービスを実施する事業。No21は生活支援サービスを行う住民主体の団体の立ち上げを支援、補助する制度です。

No22は第1層・第2層の協議体を設けて地域の課題を話し合ったり、新しい社会資源の開発をしていく場です。地域における生活支援のニーズを拾い、検討いただいたり、新しいサービスの開発をするための場ということに

なります。

委員長) No25にそれぞれが間接的に関わっているということですよね。この事業はB評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

#### ▼事業 NO26

委員長) 何かご意見はございますか。なければA評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

#### ▼事業 NO27

委員長) 本事業も、事務局評価と委員評価が一致していますのでA評価でよろしいでしょうか。村の事業としては設置までですか。その後利用状況の報告を受けていますか。

事務局) 受けています。毎年民生委員にご協力いただいている高齢者状況調査においてPRしていただいているので、高齢者に浸透してきていると感じています。昨年度からALSOKという警備会社に業者が変更となり、今まではNTT回線しか対応していませんでしたが、他回線も対応が可能になりました。まだ、知られていないとのことですので、今後さらに周知していきたいと思えます。以前消防に直接つながっていた時は誤報も多かったですが、ALSOKが入ってからは、誤報も減っているところです。

委員長) 実際に村内の対象者としては何人位なのでしょう。

事務局) 概ね1,000人位だと思います。高齢者でも携帯電話しかお持ちでない方は別の機械を設置しなくてはならないということがあります。

委員長) 利用実績では390人設置してある人ということですよね。

事務局) そうです。

委員) 誤報以外での通報は月何件位ありますか。それで助かったという人もいるのでしょうか。

事務局) 通報は月2~3件です。救急で搬送し、中等度という方もいます。

委員) これからは通報できない人もいるので、AIロボットも考えた方がよいと思います。

委員) 平成29年度見込みは380人ですから、昨年と比べて10人増見込みということでしょうか。

事務局) 平成29年度の最終実績は376人でした。

事務局) 死亡や施設入所で外す方もいて、また新規設置の方がいる。ということで、少しずつ設置者が増加している状況です。

委員長) では評価としてはAということよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

#### ▼事業 NO28

委員長) これは事務局評価、委員評価ともにAですのでAでよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

#### ▼事業 NO29

委員長) 委員評価は概ねAですが。何かコメントございますか。委員のコメントで知ったのですが利用できるタクシー会社は2社だけなのですか。

事務局) 村内のタクシー会社で村と協定を結んでいただけたところとしておりますので、2社ですが、本年4月から福祉タクシーをやっている業者も協定し、3社となります。全て村内の業者となりますので、村外の病院に通院する時もこの3社を利用していただければ、助成を利用できます。

委員長) では評価としては、A評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

#### ▼事業 NO30

委員長) 評価としてはAということによろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

#### ▼事業 NO31

委員長) 何か意見はございますか。評価としてはAということによろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

#### ▼事業 NO32

委員長) 評価としては事務局評価と委員評価がAで一致しておりますので、A評価でよろしいでしょうか。

コメントに「家族信託制度」ということがありますが、よろしければこの制度について簡単に説明いただけますか。

委員) 保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。成年後見より身近で運用しやすいということが言われており、自分自身も含め少しこの制度も勉強した方が良いかなと感じています。

委員長) 村長申立て、助成件数ともに0件ということで、敷居が高いということでしょうか。家族信託制度も良い面と悪い面がありますよね。事務局としてコメントはありますか。

事務局) 助成は後見人が活動した場合に活動料を助成する制度であり、利用はありませんでしたが、高齢者で後見人がついていらっしゃる方はいらっしゃいます。障がいをお持ちで後見を利用している方が高齢者になり、継続で利用されているため、引き続き障がい担当で支援しているケースが多いところです。

市町村申立てが無い理由としては、対象がお金がない方、身寄りがいない方ということで決まっているためであり、申立てはありませんが、支援はしている形です。

委員長) 相談の5件というのはどういった内容ですか。

事務局) 相談は銀行に行った際にお金が下ろせなくて、その流れで相談にくる人が多いです。社会福祉協議会でも法人後見ということで後見サポートを行っているので、そちらに相談するケースも村では多いと思います。

委員長) 利用はゼロでも制度としてはあった方が良くということですよ。

委員) 家族信託は財産のある人の制度なので、成年後見とは意味が違うかもしれない

いが、そういう時代になってくるので勉強しておいた方が良いという意見です。

委員長) 将来的には家族信託制度をサポートする制度があった方が良い時代が来るのかもしれないね。では評価はAでよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

### ▼事業 NO33

委員長) 事業No30の高齢者の虐待防止とも関連してくると思います。

委員) 実際に虐待の報告というのはあるのでしょうか。

事務局) あります。

委員長) No30で対応件数が6件となっていますが、実際に虐待があったケースが6件ではなく、相談も含めて6件ということでしょうか。

事務局) そうです。

委員) どこまでを虐待というのかが難しいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局) 虐待の定義としては、身体的虐待、精神的虐待、経済的(金銭的)虐待、ネグレクト(放置)、性的虐待の5つに分類されます。最近増えているのは、金銭的虐待です。息子が親の年金を使ってしまい、介護サービスのお金を払えないケースなどで、8050問題でもあります。家庭全体を見なくてはならないので、息子さんが病気でお母様の収入しかないケースなどは、息子は治療を優先しながら、障がい福祉課と協力しながら支援していく状況であり、虐待として引き離せばよいケースばかりではありません。

委員長) 今増えているのは金銭的虐待ということですが、それにはNo33はあまり効果的とは言えないですね。

事務局) そうですね。

委員) ショートステイ事業はNo46レスパイト事業とも関連していると思います。身体的虐待の原因としては家族のストレスという面がありますので、家族レスパイト事業の利用もあると思いますが、レスパイト事業も実績がゼロということです。虐待があるとのことですので、そういった支援についても考えていただければと思います。

委員長) No46も関連するということで一緒に評価してしまいますか。対象者がいないはずがなく、拾い上げられていない現状ではないかと思いますが。今事務局として考えているところはありますか。

委員) ちなみに、緊急預かりの相談・調整はケアマネのレベルでやっていることです。ケアマネが関わっている数字も入れれば、それなりにまとまった実績になると思います。自分も一度経験がありますが、ケアマネでは緊急時の受け入れ先が探しきれない時があり、そういった時にこういった事業と連携し対応できた実績もあるので、実績はゼロですが、ケアマネが対応してできた部分はあると思います。

委員長) 例えばNo46でいうと、段取りするのはケアマネさんがやるということですか。役場としてはそこにどのように関わる形ですか。

事業所) No46は介護認定を受けていない場合や、介護サービスの限度枠を超えてしまった方でもショートステイを利用できる制度です。事前にショートステイの

事業所と委託契約をしておいて、いざという時には介護保険ではなく、村が委託料を出して、一部の自己負担で利用できるものです。

委員) 介護認定のない高齢者の家族が旅行に行きたい。ということはあると思いますが、高齢者本人がショートステイの利用を嫌がるということがあると思います。それで家族の旅行に行けなくて悩んでいる人もいます。本人の意識改革の問題だと思います。

委員) 休日や夜間の対応はどのようになっていますか。契約している事業所はどちらでしょうか。

事務局) No46については、特別養護老人ホームオークスとうかい、すみれ、常陸東海園です。

休日や夜間であっても、役場には警備員が常駐し、そこから職員に連絡がくるようになっていきますので、連絡があれば、職員で施設と調整することになります。

契約しているといっても、村のためにショートステイの枠を常に空けてもらっているわけではないので、その都度空いている施設にお願いします。その調整は村がするという事です。

委員長) 先ほどの委員のお話では、認定を受けている方については行政よりケアマネの方がフットワークが軽そうなので、そちらで動いてもらって、限度額を超えても大丈夫です。とか村も協力します。とPRした方が理にかなっていると思いますが、いかがでしょうか。

委員) No33にも言えることですが、相談自体が無い状況ですか。

事務局) No46についてになりますが、家族が不在にする間、両親のことが心配だから、何か使えるサービスはないか。という相談はありました。しかし、ショートステイの必要はなく、家にはいられるので安否確認のために見守り訪問をしてほしいという相談でしたので、配食サービス等をご案内したところです。

委員) ショートステイが常に空いているわけではないのと、ショートを利用したくない。家にいたい。という方もいるので、定期巡回サービスもこのメニューに入ってくれば声かけのようなこともできるので検討してみてもいいかと思いました。

委員) うちの施設でも実際虐待ということで市から相談があったことがありますが、虐待だと2~3日ではなく1か月の利用等になりますので、そうすると空きがないということになりますので、村内の3か所の契約では間に合わない場合があると思いますので、村外の施設と契約をすることも検討いただければ良いのではと思います。

委員長) では、ここでいったん評価としてNo33とNo46はBとしたいとは思いますが、よろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

#### ▼事業 NO34

委員長) 何かコメントございますか。なければB評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。



▼事業 NO35

委員長) No35から評価の合計数が17にならないのですが。

事務局) 資料に誤りがあり、申し訳ありません。今口頭で読み上げますので、修正をお願いします。No35はAが17人、No36はAが13人、Bが4人、No37はBが17人、No38はBが16人、Cが1人、No39はAが1人、Bが16人、No40はAが17人です。

委員長) ご意見が無ければ、A評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO36

委員長) 本事業について何か意見はございますか。避難行動要支援者名簿の更新は定期的実施していますか。

事務局) 名簿の一括更新は年に1回行っています。その他、転入・転出・死亡者等への対応については、随時実施しています。

委員長) A評価の方が多ということで、A評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO37

委員長) 何か御意見ございますか。

無いようですので、B評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO38

委員長) 資料1にはNo37のコメントが入ってしまっていますね。

事務局) すみませんでした。No38のコメントは資料2(委員コメント一覧表)でご確認ください。

委員長) 何か御意見ございますか。

無いようでしたら、B評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO39

委員長) 何かコメントございますか。「訓練の手引き」の作成については私がコメントしたのですが、声掛け訓練は各自治会で実施しており、そのノウハウが蓄積していると思うので、それを集約してはどうかという意見です。これを参照して準備すれば訓練ができますよ。というような形で役立てばと考えました。他にご意見がなければ、評価はBでよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO40

委員長) 何かコメントございますか。なければ、事務局評価も委員評価もAで一致していますので、Aでよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO4 1

委員長) 何かコメントございますか。

無いようですね。委員評価は概ねAですが、Aでよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO4 2

委員長) 何かコメントはございますか。なければA評価といたします。

一同) 異議なし。

▼事業 NO4 3

委員長) 委員のコメントで自治会(地域)単位でやってはどうか。という意見がありますが、これに対して事務局はいかがでしょうか。

事務局) 講演会となると各地域でやるのは難しいです。講演会ではなく、出前講座やミニ講演会のような形であればできるかと思います。

委員長) 地域単位でやるのはNo43の事業ではないとなると、具体的に何番の事業というのはありますか。

事務局) No5の介護予防アドバイザー派遣事業です。No5は介護予防なので、終末期の介護の支援ではないのですが、少しニュアンスを取り入れてやることはできると思います。

委員長) 評価はA評価でよろしいでしょうか。

一同) 異議なし。

▼事業 NO4 4

委員長) この事業について何かコメントはありますか。

無ければA評価とします。

一同) 異議なし。

▼事業 NO4 5

委員長) 委員評価が少しだけ分かれていますね。これについて何かコメントはございますか。事務局としては、そもそも介護サービスを受けるために認定しているので、この慰労金の支給要件に合致する方は少ないのではないかという回答であり、制度の見直しについても検討ということですが、具体的にお話しいただけますか。

事務局) 近年申請者が少ないかゼロの状況が続いており、村としてこの要件で慰労金支給事業を実施するのは難しいと感じています。このことから、去年近隣市町村の状況を確認したところ、事業を廃止した市町村もありますし、違う要件で実施している市町村もありました。引き続き検討が必要な事業と考えています。支給額は一人年間5万円です。

委員) 介護慰労金の当初の目的は、家族が介護することで介護保険の支出を抑える。という意味があったと思います。そうであれば、介護4・5でサービスを使

わないというのは、制度の目的として違ってくると思います。

事務局) 元々村の要件としても介護認定4・5ということではなく、在宅の寝たきりの方。といったように介護認定を基準にしていなかったと思います。

委員長) この事業はいつから開始ですか

事務局) 介護保険が始まる前からです。

委員長) そうなると、役割が変わってきているのかもしれませんがね。軽度の認定の方が頑張って家族で介護している場合に慰労金を支給するというのであれば、まだ分かるのですが、介護4・5の方でサービスを使わないで家族だけで頑張るとというのは、気を付けないと虐待につながりかねないので、今後見直しは必要なのかと思いますが、評価としてはAとしたいと思いますがいかがですか。

一同) 異議なし。

#### ▼再度振り返り

委員長) いったんN○46までいきましたので、気になる事業について最初に戻って質問やご意見をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

では、新規事業である「高齢者見守り訪問サービス事業」について、事務局でもう少しお話しいただきたいのですが。

事務局) この事業は郵便局の職員が月に1回対象者宅を訪問し、状況をご家族にメールで報告するサービスで、現在7名という実績です。訪問が月1回なので、その程度の訪問は家族でもしているので利用しなくても良いという方もいます。村の主な見守り事業としてはもう一つ「愛の定期便事業」があるのですが、そちらは週3回ヤクルトを配達し、安否確認しているのですが、そちらは週3回ということ見守りの頻度のため愛の定期便を使う方が多い状況です。ただ、この見守り訪問事業は本人のためというより、家族の安心のために行っているサービスでもあり、例えばメールで送られた高齢者の部屋の写真を見て、物が増えている様子に家族が気づき、訪問販売につかまっているかもしれない。ということで連絡があったケースも聞いていますので、家族にとって状況把握に大きな意味があると感じています。

今後は本人だけでなく家族に向けて利用促進をしていきたいと思います。

高齢者自身がスマホを活用し直接家族とやりとりしている方も多くいますので、この事業はまず3年間やってみて状況を確認しながら進めてまいりたいと思います。

委員長) 月1回の訪問は郵便物の有無は関係なく行うということですね。

事務局) はい。1回だいたい30分くらい訪問して話をしてきます。

委員長) 訪問する職員はどのような資格をお持ちの方ですか。

事務局) 資格ではありませんが、高齢者とのコミュニケーション等の勉強した方とは聞いています。資格ということではないと思います。

委員) 私の担当地区に利用者がいまして、高齢者状況調査の時に説明しているのですが、正直あまり人気がないところですよ。家の中に入られるのが嫌という方もいますし、月1回というところもあります。それから、愛の定期便と併用はできなということもあると思います。

- 委員) その郵便局の人と、高齢者はコンタクトできるのですか。
- 事務局) 今訪問している方は女性で、よく話を聞いてくれているので、高齢者にとっては訪問を待っているようです。
- 委員) 最近アポ電詐欺が横行していて、警察の服装で行っても本当に警察官かと疑われる位疑心暗鬼なので、このやり方には限界があると思います。なのでAIのロボットを使うなども必要と感じています。
- 事務局) 事前に訪問する日時をきちんと伝えて行くようにし、毎回同じ職員が行くようにしています。
- 委員) 郵便局の人もそれなりの知識を持って対応してもらわないと、ありがた迷惑といわれてしまいます。
- 委員長) 包括の職員であっても門前払いの時もありますよね。定期的な見守りが月1回というのが少なく感じます。何度も訪問することで心の距離が縮まって話せるようになるというところがあると思いますので。
- メールを送るのに、親族の方の手続きも必要ですね。本人にPRするのではなく、親族にPRが必要ですね。まだスタートしたばかりの事業ですので、今後工夫していただければと思います。
- 他にこの事業について、という方はございますか。
- 委員) No37に関連してですが、自分の認知がどのくらいかという確認した方が良いと感じています。それもできますよね。それが早期発見につながると思います。
- 事務局) できますので、ぜひ利用していただければと思う。
- 委員長) パソコンの画面で、ノートパソコンで持って行ってやることもできますか。
- 事務局) できます。
- 委員長) プライバシーの問題はありますが、東海まつりでブースを出してやるのも良いのではないのでしょうか。
- 件数が少ないので気になったのですが、今は時間的に待たされ感がなくすぐに対応していただいていると思いますが、今後もPRしていく予定はありますか。
- 事務局) PRしていく予定です。現在は予約制ではなくいつでもできます。
- 検査の時間は10分位で終わります。気軽に来てほしいということをお話ししているのですが、検査をして結果を見ることへの不安がある方もいます。また、なごみに来る時には検査よりも受診した方が良いケースもあります。
- 委員長) パソコンの画面には「認知症早期発見プログラム」と表示されるのですか。「今からあなたの認知症チェックします。」という物々しい雰囲気がありますか。
- 事務局) パソコンの画面は被験者が見ます。本人がパソコンに出てくる質問に回答を書く形式です。
- 委員長) 確かに家族に言われても、本人は病識がない人が多いですから。そういう方こそ早期診断が必要な方なので、間口の部分での支援が必要なのかもしれません。
- 委員) 「物忘れ発見」とか、やわらかいタイトルにしてもらおうと違うのかもしれませんがね。
- 委員長) そうですね。物忘れ検診をやって、健康ポイントを貯めましょう。位の感じで勧めると良いのかもしれませんがね。あくまでスクリーニングであり、診断を付けるわけではありませんよね。
- 事務局) 日常的に何が困っているか等を聞くような形式です。

委員長) ぜひ間口の対応について今後検討いただけると良いと思います。ありがとうございます。他に何か気になる事業はございますか。

委員長) No21も委員のコメントが多いようなのですがいかがですか。

事務局) これは、住民主体の生活支援サービス団体(掃除とかゴミ出し等を行う団体)が地域で立ち上がるように支援し、補助金を出す制度です。「地域支え合い活動団体補助制度」の中身には介護予防団体の支援と生活支援サービス団体の支援の2本がありまして、こちらはそのうち生活支援サービス団体の支援です。

介護予防団体については多く活動いただいておりますが、生活支援の団体はまだない状況です。ただ、30年度に、介護予防で活動いただいている団体から生活支援活動も行いたいという相談がありましたので引き続き話を続けていきたいと考えています。

委員長) 支援というのは人的支援ですか、ノウハウ支援ですが、金銭的な支援ですか。

事務局) 補助がメインですが、補助だけではなく、地域の中でうまく活動ができるような仕組みについてもご相談しながら支援していく形です。

委員長) それをPRするにはどうしたらよいのでしょうか。

委員) 私たちは介護予防の活動を行っているのですが、介護予防については村から深く説明を受け納得して始まったのですが、生活支援サービスについてはあまり説明がなかったような気がします。補助事業は2本立てですが、介護予防の方だけ力を入れて説明を受けた記憶がありますので、もう少しPRしてもよいのかもしれない。

事務局) 現状として介護予防の団体については、また新規立ち上げのご相談を受けており、生活支援については、介護予防をやっている団体から生活支援についても行いたいという相談を受けている状況です。積極的にPRしているのかといわれると、十分でない部分がありますので、今後広報とうかい等でのPRも実施したいと考えています。

委員長) 介護予防をやっている団体が生活支援を行うモデルケースになれば、介護予防の団体にPRしやすいですね。モデルケースにしても良いかもしれませんね。

委員長) この事業でも、ほかの事業でもご意見ございますか。

委員) No34傾聴ボランティアの派遣事業ですが、私も傾聴ボランティアとして活動していました。内容的に高齢者の話し相手・傾聴ではなく、掃除をしに行っているケースがあります。自主的にやっているのか施設にやってと言われているのかわかりませんが、有償サービスで入っているはずが、パートやアルバイト的な感じに入っている人がいます。私は有償サービス団体の代表もしてきたので、これまで改革をしてきましたが、きちんとできていないという現状があります。

入所者が楽しみに待ってくださいますので、傾聴という事業の目的や内容をきちんと確認していただきたいと思います。

事務局) 元々この事業は身体拘束廃止推進事業という名称だったのですが、2年前位に傾聴ボランティア派遣事業に変更し、傾聴という事業内容を明確にしたところです。掃除や配膳はメインの活動ではなく、あくまで話し相手や心のケアが主の目的の事業ですので、傾聴ボランティアを派遣していただいている団体側と受け入れる施設側とどちらとも今後改めて話していきたいと思います。

委員長) このような現状は実際に活動されている方でないとわからないもので、とても貴重なご意見だと思います。傾聴ボランティアの在り方を管理するのも事務局の役割でしょ

うから、派遣する側と受け入れる側両方事業の意味を理解してもらえるように、取り組んでいただきたいと思います。

そろそろ時間になりましたので、どうしてもこれだけは。ということがなければ、ここで評価は終わりにしたいと思います。

## (2) その他

### ①配付した資料について

本日配付した各イベント等の案内チラシはそれぞれご確認ください。

### ②次回の委員会の予定について

次回は6月に開催し、31年度の取り組み内容や重点事業の計画値をご説明したいと考えております。その際に新年度のスケジュールをお示ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 5 閉会